

事業損失の補償

概要編

事業損失の補償(費用負担)の意義

様々な公共事業の施行を原因として時に発生する

- ①工事振動
- ②工事騒音
- ③交通騒音
- 4水枯渇

- ⑤ 水 汚 濁
- ⑥地盤変動 会 ⑦電波障害 8 日照阻害

等のいわゆる「事業損失」問題については、社会生活・意識の高度化・多様化に伴い、 その不利益や損失・損害が表面化する中で、公共事業施行上の大きな課題・隘路となる 場合が多く、公共事業の円滑な施行を図る上で、この補償業務は欠かすことができ ない起業者の重要な責務となっている。

Infrastructure Adjustment Support System

1 - 1 事業損失の補償(費用負担)の意義

☞類型別対応事例の特徴

平成30年度における事業損失補償の類型別対応事例の特徴を掲げると次のとおりとなっている。 (出典「用地ジャーナル2020年8月号」参照)

① 工事振動

原因となった事業は、河川・道路事業等による鋼矢板打設等に加え、造成工事に係る車両通行、機械振動等が原因となって発生している。対応として、建物・工作物等の傾斜・亀裂・ゆがみ等の補修、原状回復費用が一般的であり、その他に養鰻場における斃死の損害額費用を事業損失として負担したケースもある。

② 工事騒音

原因となった事業は、道路、河川事業のほか、農地の水路工事なども報告されている。対応として、工事期間中の仮施設費用の負担や子牛の生育不良による出荷価格低下による減収分、要介護者に対する介護サービス形態の変更に係る費用を補償した事例もあった。

社会資本敕備古搖機構

③ 交通騒音

原因となった事業は、道路事業の高架橋を通行する自動車等による騒音発生のケースが報告されている。対応として、住宅の防音工事費の補償が典型的である。

④ 水枯渇

原因となった事業は、道路事業等のトンネル工事のための掘削により発生している事例が多い。対応として、従前の機能回復を目的とした代替施設の設置費用等が主なものとなっているが、温泉施設の湧水量減少による営業補償や灌漑施設における復水の可能性がないとして利用に係る減収分の補償も報告されている。

1-1 事業損失の補償(費用負担)の意義

⑤ 水汚濁

原因となった事業は、付替道路、河川改修、トンネル、水路工事などが報告されている。対応として、基本的に汚濁前の機能を回復するための各種施設費用等となるが、養殖青のりやしらすうなぎ採捕許可等に係る収入減を補償した事例が報告されている。

⑥ 地盤変動

原因となった事業としては、道路・河川事業が多く、具体的には、地盤掘削や基礎杭打設、盛土工事などによって発生している。損害の内容は、建物の地盤沈下・傾斜・損傷、工作物の損傷等であるが、対応として、これらの補修費用や補修期間中の仮住居等に要する費用の補償が典型的である。

社合省大敕借古瑶機構

⑦ 電波障害

原因となった事業としては道路・鉄道事業などの高架構造物の設置が主たるものとなっている。対応として、CATV施設の設置・契約費用や受信アンテナ設置費用等を負担している。

⑧ 日照阻害

原因となった事業としては道路の高架橋建設が多い。対応として、住宅の暖房・照明等に要する費用の負担等が典型的なものだが、そのほかに果実の収穫量減少など農作物の減収費用などを負担している。

9 その他

電気工事に伴う通信線路保護のための対策費用やダム工事に係る放流停止に伴う下流発電所の収益減補償、また、道路嵩上に伴い従前倉庫へのトラックからの荷下ろしが困難となった事案でのトラック車種の変更費用に係る補償なども報告されている。

1-1 事業損失の補償(費用負担)の意義

こうした補償等の行政法学における講学上の位置付けについては議論があるものの、国家の活動によって 私人に損害が生じた場合にその損失を補填することによって救済を図る国家補償法の分野の中に含まれると され、その分野は、

- (1) 国家の違法な活動によって生じた損害の賠償を図る「国家賠償法」の分野
- (2)土地収用を中心とする国家の<u>適法な</u>活動による私人の財産権の剥奪、制限に対する補償を図る「損失補償」の分野
- (3) 「国家賠償」でも「損失補償」でもカバーできない「国家賠償の谷間」を扱う分野の3つに大きく区分されると言われる(藤川眞行著「公共用地取得・補償の実務」より)。

「事業損失」の分野については、国家の<u>違法な活動である国家賠償法の分野として損害が発生した後で被害者がその発生原因や因果関係について立証すべき「国家賠償法」の分野として整理することは難しい</u>上に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定)」第53条ただし書きにも明記されているとおり、「残地等に関する損失の補償として、事業の施行により生ずる日陰、臭気、騒音その他これらに類するものによる不利益又は損失については、補償しない。」とされていることから、**現時点では(3)の分野に属するものとして整理することが適当である**と考えられる。

1-2 収用損失と事業損失

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」で規定されている損失補償は、公共事業に必要な土地等について取得又は権利を制限し、あるいは使用することに伴って直接生ずる収用損失であるのに対し、

事業損失は、公共事業の施行により発生する<u>不可避的な不利益、損失又は損害で収用損失以外の損失</u>であると言える。

このように収用損失と事業損失は、補償の対象範囲と対象者が異なる。

- ① 収用損失……原則として、土地所有者、関係人に対する起業地内の損失
- ② 事業損失……原則として、土地所有者、関係人以外の第三者に対する起業地外の損失

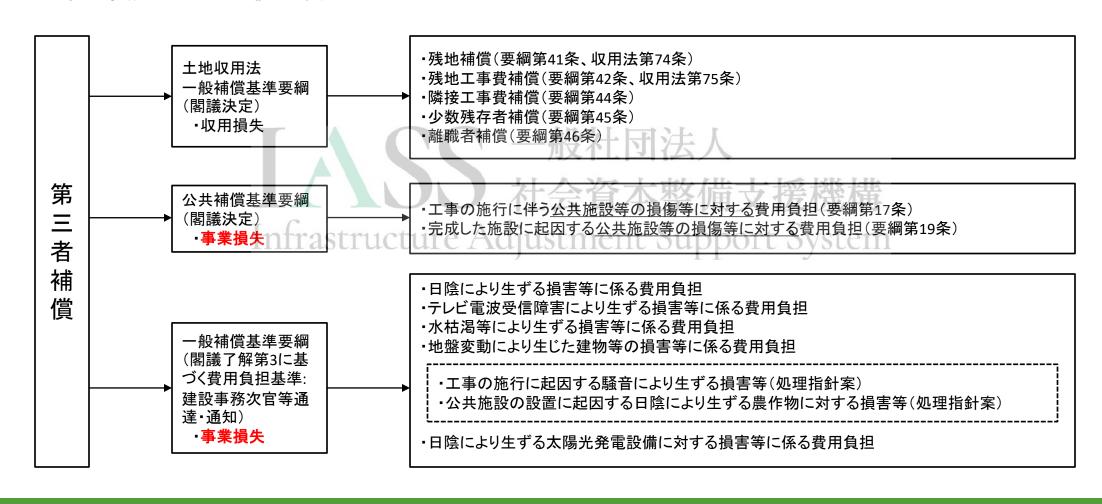
Infrastructure Adjustment Support System

事業損失に対する補償は、公共事業の施行により損害等が発生した場合、これを原状回復等によって補填し、今後発生する損害等を除去又は軽減、予防するために要する費用を支弁する金銭や現物の提供によりなされる損害補填と言えるが、既設道路等の公物利用に係る、いわゆる反射的利益の損失や施行による直接的な身体障害、精神的損害については、本件の事業損失の補償には含まれない。また、事業損失補償は、公共事業の施行(計画、施工、供用、管理等)に起因する損害であり、私人や企業活動により生ずる損害・損失等は、その範囲に含まれない。

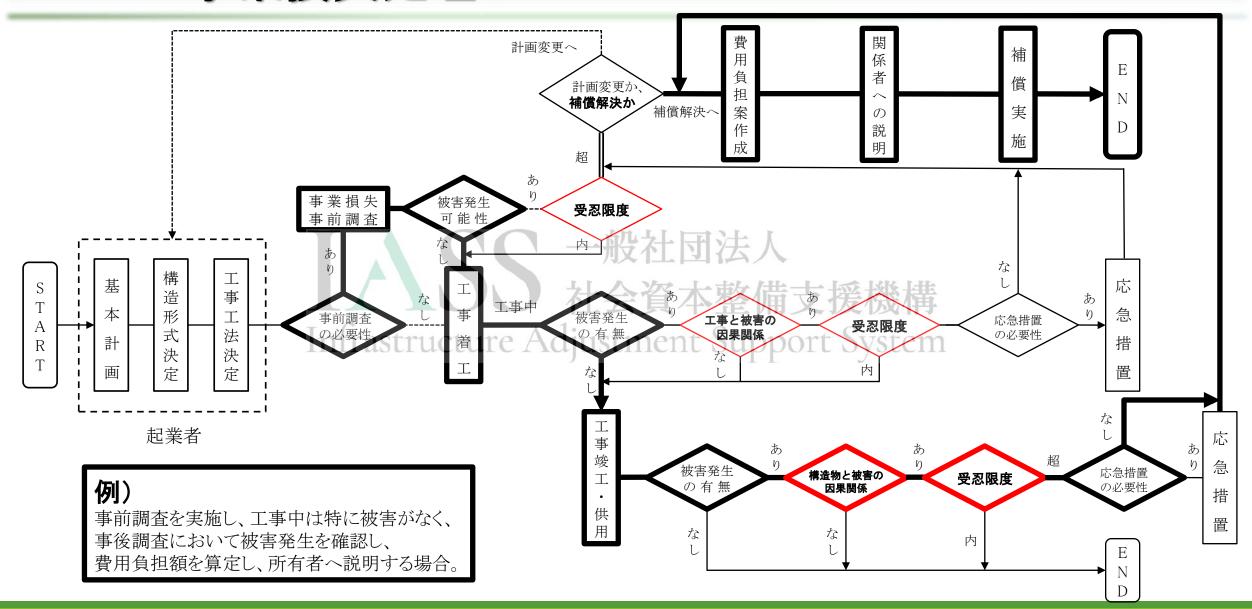
※反射的利益・・・権利として主張できず、他人にこの利益を侵害されても法の保護を受けることができない。

1-3 事業損失に関する現行補償制度の区分

図-1 事業損失の現行補償制度上の取扱い



1-4 事業損失処理フロー



1 - 5 事業損失の認定要件

●前提として

公共事業に起因して発生する不利益・損害等が、<u>すべて直ちに</u>事業損失として<u>認定されるものではない</u>ことに留意する必要がある。

公共事業の実施に当たっては、工法上の検討など損害等を未然に防止し、又は軽減する措置を請じていること、すなわち**違法性がないことが前提**であり、善良な管理者としての注意義務を欠く故意・過失又は錯誤等によって、明らかに不法行為とみなされるものや発注者の責めに帰すべき理由によらない工事請負者の工事施行に伴い生じた損害、工事請負者が善良な管理者としての注意義務を怠ったこと等により生じた損害等は事業損失の補償から除外される。

また、「財産上の損失」のほか「**精神上の損失**」について請求されることがあるが、この損失は、社会生活上受忍すべきものと考えられており、<u>損失補償の対象としては考えられていない</u>(「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(昭和37年6月29日閣議了解)第2参照)。

1-5 事業損失の認定要件

公共事業の施行に起因して発生する不利益や損害等が費用負担の対象となる事業損失として認定する ための要件や取扱いについては、主なものは国の通達等により個々の事案に応じ示されているが、<u>共通</u> する認定要件は、次のようなものである。

(1)公共事業の施行に起因し、公共事業の施行と発生した損害等の間に因果関係があること

この「因果関係」とは、一定の先行事実と一定の後行事実との間の必然的な関係が存在する、すなわち、もし前者がなかったら、後者は生じなかったであろうという関係を指す。

この因果関係の挙証責任は、民法上の不法行為を理由とする損害賠償等においては、被害者すなわち損害等の補填を請求する者に負わされているのが通常であるが、<u>事業損失補償の場合</u>には、この立証責任の原則を厳しく解したのでは、損害等を受けた者の救済が困難となることから、客観的に発生した損害等と加害原因行為との因果関係の判定は、公平な救済等の観点から**起業者が行う**こととなっている。

また、この判定に際し、特に専門的な知識が必要となる場合は、そのことに関し、専門的な知識、技術を有する機関や業者に依頼する等、適切な処置が必要となる。

1 ー 5 事業損失の認定要件

(2) 当該損害等が、社会生活上、受忍すべき範囲を超えると認められるものであること

いわゆる受忍の限度とは、通常一般人が社会生活上耐えなければならない範囲をいい、その判定は、判例等によると、通常、個別の事案について次の要素を総合的に勘案して行われている。

- ① 被侵害利益の性質と侵害の重大性 (人の身体・生命に係わる場合は大きく、騒音については店舗より病院が大きくなる)
- ③ **地域性・周辺環境** (住居地域と商業地域における騒音・振動等地域性等で受忍の限度は異なる)
- ④ 先住性(危険への接近として、どちらが先かにより判断する考え方)
- ⑤ **公法的規制との関係**(原因行為が適法行為か違法行為かによる判断)
- ⑥ 損害等の回避の可能性と原因施設を建設する者の損害等の発生の防止措置の内容 (その措置の内容が技術的・経済的に損害等を回避する可能性の判断)
- ⑦ 損害等を受けた者の特殊事情(高齢者、病人等)

1-5 事業損失の認定要件

(3) 工事完了の日から1年を経過する日までに損害等の申し出がなされたものであること

個々の費用負担通知において事業損失として対応するのは、工事完了の日から1年を経過する日までに<u>申し出がなされたものに限定</u>し、いわゆる除斥期間を定めている。これは、<u>権利関係を早期に安定させること</u>を目的としており、土地収用法第93条第2項、道路法第70条第2項との整合性を考慮したものである。

なお、民法第724条によれば「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が 損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から 二十年を経過したときも、同様とする。」とされており、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護 される利益を侵害する不法行為による場合については、1年を経過した後においても、個別に損害賠償の 請求が可能であり、裁判上の請求等により3年の時効期間の進行を中断することもできる。また、損害賠償 請求権の消滅時効は20年となっているが、これは除斥期間とされ、期間の経過により請求権は当然に消 滅するとされている。但し、消滅時効や除斥期間の起算点については、特に被害者救済の観点から解釈 している判例があることにも留意する必要がある。

因果関係の判定

(1) 損害等の発生の申し出があった場合は、**直ちに損害等の発生の有無を確認**する。

損害等の発生の申し出があったときは、①損害等を受けた対象が建物であるか 動植物又は人であるかを直ちに確認するとともに、②損害等が生じ始めた時期及 び継続の有無、③損害等を受けた対象の存する場所又は範囲等の判定を行う必 社会資本整備支援機構 要がある。











1-6 因果関係の判定

(2)損害等の発生の申し出があった場合は、その原因の確認を行う。

損害等が、例えば建物の使用年数等から<u>老朽化により自然発生的に起こったものでないか否か</u>を確認する。また、損害等が工事等の原因により起こったと認められる場合は、<u>他の原因と複合して発生したものでないか否か</u>についても確認する。













1-6 因果関係の判定

(3) 因果関係の証明は起業者(事業者)が行う。

不法行為に係る訴訟においては、因果関係の立証は原告(被害者)側が行う責任を有するのが原則であるが、事業損失の場合は因果関係の立証責任の原則を厳しく解したのでは損害等を受けた者の救済が困難となることから、客観的に発生した損害等と加害原因行為との因果関係の判定は、起業者が行うこととしている。

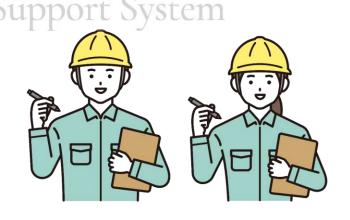


因果関係の判定

(4)因果関係の判定に当たっては、**必要に応じ専門家への依頼**を考慮する。

因果関係の判定に際しては、特に専門的知識が必要となる騒音、振動、排ガス汚 染、水汚濁、水枯渇、電波障害、日照阻害等による損害等については、大学の研究 室や国・地方公共団体等の各種試験場、その他コンサルタント等の専門家に依頼す ることが適当である。





1-6 因果関係の判定

(5) 過去の事業損失の類型ごとの因果関係の判定プロセスを参考とする。

過去の事業損失類型ごとの判定プロセスを参考として因果関係の存否判定に役立てる。

☞ 例1「工事振動」により建物に損害等を受けた場合

- ①事前調査のときに家屋等の調査及び写真撮影を行う。
- ②工事中、損害等の発生の申し出があったときに、再び家屋等の調査及び写真撮影を 行う。
- ③工事完了後に家屋等の現状と<u>過去の調査及び写真撮影による結果とを比較して</u>損害等の内容を検討する。
- ④起業地の近隣に事業損失の複合原因となる他の工事が行われたかどうかを調査する。
- ⑤損害等の発生時期が工事の実施時期と同じかどうかを確認する。
- ⑥工事の主な作業工程別の振動の発生状況を測定しておく。 などである。

1-6 因果関係の判定

- (5)過去の事業損失の類型ごとの因果関係の判定プロセスを参考とする。
- ☞ 例2 「**水枯渇(井戸水被害)**」により建物に損害等を受けた場合
- ①事前調査のときに井戸の水位調査を実施する。土人
- ②工事中及び工事完了後に、再び水位調査行う。
- ③起業地の近隣に事業損失の複合原因となる他の工事が行われたかどうかを調査する。
- ④損害等の発生時期が工事の実施時期と同じかどうかを確認する。
- ⑤当該地区の雨量が例年と差がないか調査する。
- ⑥工事区域内の湧水の確認をする。

などである。

以上の結果を総合的に検証することによって、工事の実施と損害等の発生の因果関係の存在を判定する。

(1)物的損害等が認められる場合は、その損害等の程度により判定する。

建物の損傷、飲料水として使用していた井戸水の不足又は汚濁、農作物、家畜、養殖魚等に係る損害等のように、<u>物的損害等として客観的に把握できるもの</u>については、因果関係とも大きく関わってくるが、一般には、その物的損害等が社会生活上受忍すべき範囲を超え、特別な犠牲を課したものというべきである。

Infrastructure Adjustment Support System















(2)日陰、電波障害、水枯渇、建物損傷等で費用負担の必要性の<u>判定基準(要件)</u> が規定・定型化されているものは、その基準に従う。

国土交通省の通知等において、生活環境に対する損害等のうち 日照阻害、<u>電波障害、水枯渇、建物損傷、騒音、振動等</u>について、 受忍限度の判定基準等(要件)がそれぞれ次のように<u>規定されている</u>。

①日照阻害

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」 (昭和51年2月23日建設事務次官通知)

住宅等の**居室**について、当該公共施設の設置後の日陰時間が<u>冬至日の真太陽時による</u> 午前8時から午後4時まで(北海道では午前9時から午後3時まで)の間において、**居室の開口部の** 中央が日陰となる時間をいうとして、それぞれの地域・地区で規定された日陰時間を超える場合としている。

Infrastructure Adjustment Support System



②電波障害

「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る 費用負担について」 (昭和54年10月12日建設事務次官通知)

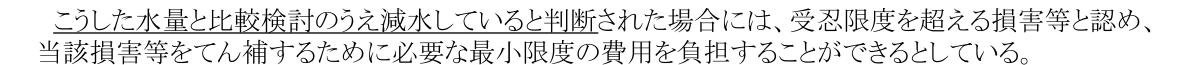
当該公共施設の設置後のテレビジョン電波の受信品位が、設置前に5段階の受信品位評価基準 (「無線局検査事務規程」(平成13年1月6日総務省情報通信政策局長、総合通信基盤局長通達)別紙4 「放送局(放送衛星局及び放送衛星局と通信を行う地球局を含む。)の検査実施要領」)で定める評価5、評価4及び評価3以上であるものから評価2又は評価1となる場合には、受忍限度を超える損害等を与えたものとして、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができるとしている (その後、デジタル放送開始に合わせ、通知改訂)。

③水枯渇

「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る 事務処理要領の制定について」 (昭和59年3月31日建設事務次官通知)

「受忍の範囲を超える損害等」とは、既存の施設による必要な水量の確保が不可能となり生活又は 生業に支障をきたすことをいい、「必要な水量」とは、既存の施設による使用実績水量をいうものとし、 当該水量が把握し難い場合は、次に掲げるいずれかの水量から推定することができるものとしている。

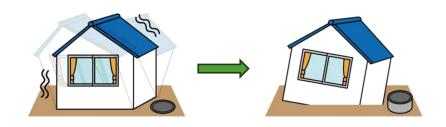
- a. 既存の揚水設備による取水可能水量 Adjustment Support System
- b. 近隣における同一用途の用水使用量
- c. 水道等の使用実態調査等における同一用途の用水使用量



④地盤変動による建物等の損傷

「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る 事務処理要領の制定について」 (昭和61年4月1日建設事務次官通知)

「受忍の範囲を超える損害等」とは、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、 建物等が通常有する機能を損なわれる場合をいい、この場合には、受忍限度を超える損害等と認め て当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができることとし、その後、 平成24年に詳細な調査算定要領が制定されている。



⑤騒音

1) 高速自動車国道等の騒音 「高速自動車国道等の周辺における自動車交通騒音に係る 障害の防止について」



(昭和51年7月21日建設省道路局長通達)

高速自動車国道等の周辺地域における緊急的措置としての防音工事の助成等の方策について、 費用負担ができる際の基準が定められている。

それによれば、周辺地域において適切な道路構造上の対策を実施しても、なお、次の条件に該当する住宅の所有者から申し出があった場合における費用の全部又は一部について予算の範囲内において助成することができるとしている。

- a. 道路の沿道に障害物が存在しないと仮定した状況のもとで当該道路を自動車が<u>適法に走行</u>した場合を前提として、当該住宅に係る夜間の自動車交通騒音を計算した値が<u>65デシベル等価</u> 騒音以上である場合
- b. 当該住宅に係る夜間の自動車交通騒音の実測した値が65デシベル等価騒音以上である場合

1 一 7 受忍限度の判定

⑤騒音

2)新幹線鉄道による騒音

新幹線鉄道の走行に起因する騒音・振動については、公害対策基本法に基づく環境省の環境 基準の告示に従い「新幹線鉄道騒音対策要綱」等に基づき、音源対策のみでは85デシベルまで 下げることが困難な周辺の住居等に対する家屋の防音工事・移転補償の対策を、学校・病院等に ついては、70デシベル以上の地域にある場合の家屋防音工事などを行う対策が昭和49年から進め られている。

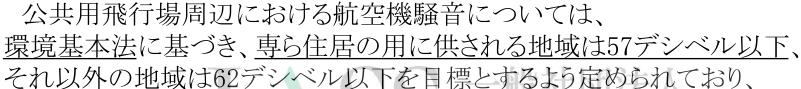
現在の環境基準は、主として住居の用に供される地域は70デンベル以下、主として商工業の用に供される地域にあっては75デンベル以下となっているが、これらの施策が「国鉄改革後における新幹線鉄道騒音対策の推進について」に引き継がれ、申し出に応じた防音工事の助成や移転補償が行われている。

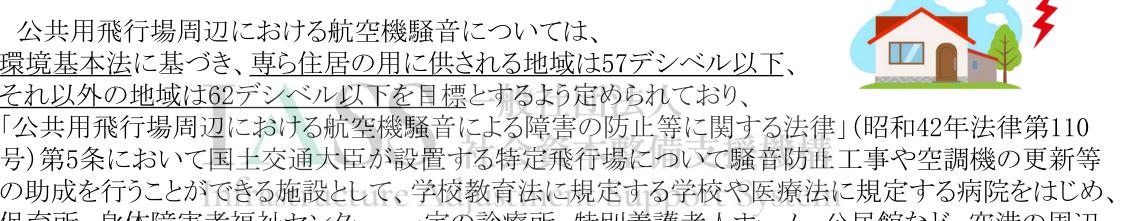
1 11111<u>1111111</u>

受忍限度の判定

⑤騒音

3) 航空機騒音





号) 第5条において国土交通大臣が設置する特定飛行場について騒音防止工事や空調機の更新等 の助成を行うことができる施設として、学校教育法に規定する学校や医療法に規定する病院をはじめ、 保育所、身体障害者福祉センター、一定の診療所、特別養護老人ホーム、公民館など、空港の周辺 に存する各施設が規定されている。

また、空港周辺の騒音対策区域を航空機の騒音評価指標(Lden: (時間帯補正等価騒音レベル) 1日あたりの騒音レベルを評価する尺度)の値に応じて三段階に分け、第2種・3種区域には、移転補償 による緑地帯や公園等の整備、第1種区域には住宅の防音工事、空調機更新・稼働費等の補助が 行われている。

- (3) <u>基準が定型化されていない</u>場合、受忍限度の判定は、個別の事案について、 次の要素を**総合的に**勘案して行う。
 - イ. 被侵害利益の性質と侵害の重大性 一般 十一法人
 - 口. 損害等の原因となる施設の公共性
 - 八. 地域性•周辺環境
 - 二. 先住性 Infrastructure Adjustment Support System
 - ホ. 公法的規制との関係
 - へ. 損害等の回避の可能性と原因施設を建設する者の損害等の発生の防止措置の内容
 - ト. 損害等を受けた者の特殊事情

イ. 被侵害利益の性質と侵害の重大性

事業損失に当たる被侵害利益には、建物の損傷や農業、漁業上の損害等のように<u>財産的なもの</u>、日照阻害等にみられる人格的なもの等がある。侵害の重大性については、建物等の受ける損害等に比べ生命、身体等に対する侵害は重大であり、財産価値に換算した損害等の程度が少ない場合であっても違法行為となり得る。



1 一 7 受忍限度の判定

口. 損害等の原因となる施設の公共性

事業施行の公共性は、差止請求はともかく損害賠償の場合は考慮されないとするのが通説である。 たとえ高度な公共性を有する事業であっても公共の必要性と侵害される個人の権利との比較衡量に おいて判定されるべきもので、受忍限度を超えた侵害に対しては賠償責任を当然に免れることはできない (表-1 参照)。

表-1 騒音、振動の場合の被害の対象が何かによる判断要素

	対象	人間、社会資本整備支建物。構				
į	程度	as病弱人ur	e A di Astn 健康人	10 図書館、p 病院等	011般住家	n 商業店舗
	大		\bigcirc		\bigcirc	\triangle
	中	\circ	\triangle	0	\triangle	
	小	\triangle		\triangle		

(注)◎:強く違法行為を構成する(受忍限度を超える)。

○: 違法行為を構成する(受忍限度を超える)。

△: 違法行為を構成しない(受忍限度を超えない)。

/·. 地域性·周辺環境

当該場所の地域性、周辺の環境、土地利用の状況等によって受忍の限度は異なる。

特に<u>日照阻害と騒音については重要な判断要素</u>となっており、例えば日照阻害では「<u>保護される程度</u>は、場所的関係により大きく左右され、都心の密集したビル街やこれに類似した商業地域については、すべての者に日照を分かち与えることは無理であり、都心の発展や再開発のため犠牲とされてもやむを得ないが、都心を離れた住宅地においては日照・通風の利益が守られる度合は高められてよい」とする判例(昭和42年10月26日東京高裁)がある。なお、中央用地対策連絡協議会の日照阻害の費用負担基準においても<u>都市計画上の用途地域によって受忍限度の判定は異なる取扱い</u>をしている。





二. 先住性

損害等を受ける者が<u>当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期</u>との先後関係は、受忍限度の判定に当たっての<u>重要な要素</u>となっており、後住者は、損害等を事前に回避又は軽減できたと考える一方、先住者には、<u>先住権としての既得権益を保護すべきと認められる</u>ことが理論上の根拠となっている。中央用地対策連絡協議会の日照阻害と電波障害の費用負担基準においても、

後住者に対しては、費用負担の対象としないこととしている。



ホ. 公法的規制との関係

当該公共施設の<u>建設工事の施行又は設置そのもの</u>が建築基準法等による規制又は騒音条例等による<u>規制に合致しているか否か</u>は、費用負担の判定要素となる。

公共施設の建設又は設置がこれらの規制に違反していれば違法性があるとの考え方があり、これは公共事業施行者が公法的規制を遵守していれば周辺住民は法の目的とする利益を享受することができると期待されたにもかかわらず、違反があったために当該住民は期特された利益を失うに至ると考えられるからである。



へ. 損害等の回避可能性と原因施設を建設する者の損害等の発生の防止措置の内容

損害等の発生を防止するため最善の措置を講じたならば、損害等の発生を回避又は軽減できたであろうと認められる場合で、<u>最善の努力をしなかったため</u>損害等が生じたときは、当該損害等は、受忍限度を超えると推定されている例がある。

一方、最善の努力を講じても侵害の程度が重大であれば、受忍限度を超えると判定されることもある。







ト. 損害等を受けた者の特殊事情

損害等を受けた者の特殊事情は、<u>原則として考慮せず</u>、一般人の通常の状態を基準として 判定すべきであるとされているが、若干の判決は、原因者たる起業者が損害等を受けた者の その特殊事情を事前に了知していた場合には、これを考慮すべきとしている。

仮に損害等を受けた者が異常体質であっても、人人団法人原因者の行為により当該者が病気になれば それによってこうむる損害等は受忍限度を超えると「本整備支援を 判定される。 In maximucture Adjustment Support Suppor

(1)補償(費用負担)を受ける者

所有等に係る<u>財産に直接損害等を受けた者</u>である。物的損害については、その物に権限を有する者(通常は<u>物件所有者</u>)が被補償者となる。ただし、<u>電波受信障害</u>のように広域的な損害等が発生し、その改善が共同的施設(共同受信施設)の建設によって行われる場合など、共有組合員等の委任が取り付けられれば組合等の代表者に補償することが適切な場合がある。

(2)補償額 (費用負担額) 算定の時期 stment Support System

不法行為による損害賠償では、算定の時期は原則として不法行為時とされ、その時期から遅延利息が付されることになっているが、<u>事業損失の場合</u>には、個別事案の性格によるものの、一般的には、物的損害等に対する原状回復又は機能代替等の措置が損害等を受けた者の側で行われていないときは、<u>損害補償(費用負担)契約時の価格</u>(既に回復等がなされているときは、回復等の時の価格に契約時までの利息を加算した額)とするのが適当と考えられる。

(3)補償(費用負担)の時期

一般的には損害等の発生後となり、通常は<u>損害発生後に因果関係、受忍限度等を判定して行う</u>。しかし、損害等の発生及びその程度が過去の類似の事例又は専門家による事前調査の結果から 電波障害や日照阻害のように**確実に予見されるとき**は、**事前に**補償することができることとされている。また、対人被害の発生の可能性が予想されるような工事(発破作業等)を実施するときは、可能性が小さくても住民を一時避難誘導するなどの措置を補償として事前に行う。

Infrastructure Adjustment Support System (4)補償(費用負担)の方法

補償は渡し切りとし、原則として金銭をもって行っている。

しかし、現物補償とすることがやむを得ないと認められる場合には、金銭補償の場合の額の範囲内で現物補償を行っている事例もある。

現物補償の場合においては、当該現物補償に係る工事を完了したときは直ちにその施設の所有者又は管理者となるべき者に引き渡すことにしている。

(5)補償の内容

- 1)工事振動・騒音
 - ①工事振動により建物、工作物等に損傷を与えた場合の建物等の内外壁や基礎等の修復経費
 - ②修復工事に関連して直接必要経費と認められる範囲で<u>動産移転料、修復期間中の仮住居費</u>等の通常生ずる損害
 - ③営業店舗が損害等を受け営業休止を余儀なくされる場合の修復期間中の収益減
 - ④養鶏場の産卵率が下がったこと等により業者に著しい損害等を与えた場合の<u>推定正常産卵量と</u>工事中の産卵量との**差**の産卵率低下費や成鶏のへい死率が上昇した場合の損害等
 - ⑤病人に対し、転地療養が必要だと医師が証明した場合の工事期間中の入院経費、仮住居費等
 - ⑥必要と認められる<u>夜間労務者に対する仮泊経費し、Upport</u>をystem

2) **地盤変動**

- ①建物等の損傷 工事振動と同様に修復に要する経費
- ②農耕地 地盤変動によって<u>耕作不能となったとき</u>は、<u>耕地の復旧経費</u>のほかに<u>当該年度の収穫が得ら</u>れなかった損失に対する休耕補償

(6)補償の内容

3) 水枯渇

①生活用水

恒久的な対策をとる前に<u>応急対策としての仮給水等を施行</u>し、**工事完了後も復水が期待できないとき**は、<u>恒久的な対策として、井戸の新設、既存の井戸の増掘、簡易水道設備の施設に係る経費を補償し、営業用水として井戸水等を利用している場合には、他に代替水源の確保ができるまで</u>営業の休止を余儀なくされた場合のこれに係る営業損失。

②農業用水 Infrastructure Adjustment Support System

代替水源確保のために必要な揚水機場の設置や農業用貯水池の設置等に要する<u>経費</u>を補償し、当該年度に農業用水の確保が困難で<u>水田等を休耕した場合</u>には、通年の推定収穫をあげるために投下されるべき経費を控除した差額の補償。

また、<u>将来にわたって代替水源が確保できない水田</u>については、例外的に<u>畑作への転換</u>を想定し水田と畑との収益差について30年間を限度として<u>地域性を考慮</u>したうえで負担する。

(6)補償の内容

4) 水汚濁

- ①生活用水
 - ・<u>応急対策として</u>、浄化槽若しくはろ過槽の設置、浄水器、滅菌器、洗砂装置等の取付け 又は薬品代を負担
 - ・恒久的な対策として、上水道の施設負担金又は簡易上水道の設置費を負担

②魚介類の損害

- ・損害等を与えた場合には、稚魚購入代、放流費等の投下費の補償
- ・漁獲が間近である魚介類の被害に係る得べかりし利益の補償

(6)補償の内容

5) 電波受信障害

- ・受信障害の規模が**広範囲**の場合の共同受信施設の設置に要する費用と一定期間(20年程度) の維持管理費の増加分の負担
- ・受信障害が**小規模**で<u>個別受信施設の設置</u>又は従来の施設の<u>移設・改良によって</u>良好な受信が確保できる場合は、これに<u>必要な経費</u>の負担

しし 社会資本整備支援機構

6) 日照阻害

①住宅の居室 Infrastructure Adjustment Support System 当該住居の居住者が**自家自住**の場合に概ね30年分、**借家人**で概ね5年分を**限度**とした 暖房費、照明費、乾燥費等の負担

②農作物等

野菜、稲作、果樹等の農作物の収穫量が<u>通年の推定収穫量に比べて著しく減少</u>した場合には、 その収穫減に対する補償

(6)補償の内容

7)交通騒音

①学校等の公共施設

教室等の周辺に塀又は植樹帯を設置するための経費に加え、教室等の窓枠を<u>アルミサッシ</u> <u>や二重窓に替える</u>等に要する工事費やこれらに改良するための外壁等の工事費並びに二重 窓等の設置に伴う換気設備や冷房設備の設置等の補償

②一般住居

防音工事として<u>二重窓の設置</u>、窓枠の改良等を行うのに要する費用を補償し、これらの防音工事をしても騒音等による障害を防止できないときは当該住宅の移転工事費等を助成

社会資本整備支援機構

1-9 事業損失に対する統一的処理の必要性

「公共施設の設置に起因する**日陰により生ずる損害**等」については、昭和51年に費用負担基準が定められ、その後、平成16年に「農作物に対する損害等に係る事務処理指針(案)」の中央用対申し合わせ、平成29年に「太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担について」が追加され定められている。

「公共施設の設置に起因するテレビジョン**電波受信障害により生ずる損害**等」については、昭和54年に費用負担基準が定められ、その後、平成元年には技術の進歩に応じた対応方法や平成17年にはアナログ放送終了に伴い、事務処理等のルール化が図られている。

「水枯渇」については昭和59年にこの損害等に係る基準が定められている。

「工事騒音」についても平成16年に新たに事務処理指針(案)が発出されている。

「**地盤変動**」については、昭和61年に建物等の損傷についてそれぞれ因果関係の判定のための事前調査、 応急措置、費用負担の方法等を内容とする基本的な考え方等が定められるとともに、これに係る事務処理要 領の運用に係る通知がなされ、平成24年には「<u>地盤変動影響調査算定要領</u>」が制定されている。

★事業損失の対応に関しては、可能な限り<u>事前調査を行い</u>、計画上又は工事上の防止措置を講じ<u>損害の</u>発生を回避すべきである。また、<u>不可避的に発生する損失に対して合理的かつ可能な</u>統一的基準ないし事務処理要領に則り対応することが、円滑かつ適正な事務処理を図っていく上で重要である。